

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前掲注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	2,000,000 千円 -----	2020.6.5 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー大使 側 バラツ・シ イン投資・対外経済副大 臣	2020.6.23 228号
ミャンマー	ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	700,000 千円 -----	2020.7.2 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー大使 側 バラツ・シ イン投資・対外経済副大 臣	2020.7.20 284号
ミャンマー	ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000 千円 -----	2020.7.2 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー大使 側 バラツ・シ イン投資・対外経済副大 臣	2020.7.20 285号
ミャンマー	ヤンゴン河航路標識改修計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	ヤンゴン河航路標識改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,399,000 千円 2025.3.31 まで	2020.7.2 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー大使 側 バラツ・シ イン投資・対外経済副大 臣	2020.7.20 286号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	627,000 千円 2028.12.31 まで	2020.7.6 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー大使 側 バラツ・シ イン投資・対外経済副大 臣	2020.7.20 287号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。